

議案第10号

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市立小中学校において多様な少人数学級指導の形態に対応する
ための任期付市費負担教員を任用することに伴い、必要があるからである。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する
条例の一部を改正する条例

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例
(平成22年みよし市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例

第1条中「、みよし市立の小学校及び中学校において少人数学級編成（公立義務教育諸
学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条
第2項の規定により愛知県教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る
数で学級を編成することをいう。）を実施するために」を削り、「任期を」を「みよし市立
の小学校及び中学校において任期を」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、<u>みよし市立の小学校及び中学校において任期を定めて採用する教員</u>（以下「市費負担教員」という。）の任用、給与等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>みよし市立の小学校及び中学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定により愛知県教育委員会が定めた1学級の児童又は生徒の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）を実施するために</u>、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、<u>任期を定めて採用する教員</u>（以下「市費負担教員」という。）の任用、給与等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |